

理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

令和 年 月 日 実施

令和2年4月1日施行
 令和4年4月1日施行
 令和5年1月31日施行
 改正規則等対応

養成施設名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名
作成者：	役職名	氏名	

調 査 事 項	判 定	関 係 法 令 等	備 考
1 教員等に関する事項			
(1) 専任教員の配置は適切か (各学年各学級ごと、昼間、夜間課程の兼任は不可)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
(2) 指定規則別表1の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち6人以上は理学療法士(作業療法士)である専任教員であるか (1学年に2学級以上を有する養成施設にあっては、1学級増すごとに3を加えた数)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指定規則第2条第1項第4号、第3条第1項第3号	
理学療法士(作業療法士)である専任教員は、次に掲げる者のいずれかであるか ア 免許を受けた後5年以上理学療法(作業療法)に関する業務に従事した者であって、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学を卒業した者 イ 免許を受けた後3年以上理学療法(作業療法)に関する業務に従事した者であって、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学院の課程を修了した者 ウ 免許を受けた後5年以上理学療法(作業療法)に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了した者 エ ウに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者 オ 令和4年4月1日前から継続して専任教員である(あった)者	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指定規則第2条第1項第5号、同条第2項第5号、指定規則第3条第1項第4号、同条第2項第4号	
(4) 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となっているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領3(1)	
(5) 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領3(2)	
(6) 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領3(3)	
(7) 専任教員1人1週間あたりの担当授業時間数は、10時間を標準としているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領3(4)	
(8) 教員は担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であるか (医師、理学療法士(作業療法士)又はこれと同等以上の学識を有する者であるか)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領3(5)	
(9) 実習調整者(※)として、専任教員から1名以上配置しているか (※) 臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領3(6)	
(10) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
2 学生に関する事項			
(1) 入学資格の審査は確実に行われているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領4(2)	
(2) 1学級の定員は40名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指定規則第2条第1項第6号、指導要領4(1)、H11.1.12医事第1号通知	
(3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準 e t c	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領4(2)、H5.11.29医事第105号通知	
(4) 卒業、成績、出席状況等に関する記録が確実に保存されているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領4(3)	
(5) 入学時期は適正か、また途中入学が行われていないか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
(6) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領4(3)	
(7) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領4(4)	
3 授業に関する事項			
(1) 学則に定められた教育課程は、指定規則別表の各教育分野及び指導要領別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容であるか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指定規則第2条第1項第3号、同条第2項第3号、指定規則第3条第1項第2号、同条第2項第2号、指導要領5(1)(2)	
(2) 規則に定める教育課程は適切に配分されているか (各学年各学期)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
(3) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間の範囲)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領5(3)	
(4) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成し、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内としているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領5(4)	
(5) 教育内容の編成に当たり、理学療法士養成施設においては、101単位以上で3、120時間以上、作業療法士養成施設においては101単位以上で、3、150時間以上の講義、実習等を行っているか ※ 上記に各養成施設の特徴を出すための独自カリキュラムを追加することが望ましい	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領5(5)	
(6) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか(実際にしている授業時間数で算出)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領5(6)	
(7) 合併授業が行われていないか(昼間部と夜間部、異なる学年)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
(8) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
(9) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか (振替授業)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
4 臨床実習に関する事項			
(1) 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所及び介護老人保健施設を実習施設として利用しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指定規則第2条第1項第10号	
臨床実習施設の実習指導者は、理学療法士(作業療法士)養成施設において、理学療法(作業療法)に関し相当の経験を有する理学療法士(作業療法士)とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であるか ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会 ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会 ・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修 ※ 見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができる	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領8(1) 指導要領8(3)	
(3) 実習人員は、実習施設の実情に応じた受入可能な人数とし、実習指導者1人につき2人程度となっているか ※ ただし、見学実習及び主たる実習施設で行う実習についてはこの限りでない	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領8(2)	

理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

令和2年4月1日施行
令和4年4月1日施行
令和5年1月31日施行
改正規則等対応

令和 年 月 日 実施

養成施設名 _____ **学科名及び課程名** _____ **科** _____ **課程** _____
所在地 _____ **修業年限及び定員** _____ **年** _____ **名** _____

作成者:	役職名	氏名	
-------------	------------	-----------	--

調 査 事 項	判 定	関係法令等	備 考
(4) 以下の要件を満たす主たる実習施設を置いているか ア 養成施設の附属実習施設又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られている施設であること イ 実習生の更衣室、休憩室及び討議室が設けられていること ウ 実習生が閲覧可能な専門図書（電子書籍でも可）を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること エ 原則として、養成施設に近接していること オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること カ 複数の症例が経験でき、診療参加型（※）による臨床実習が行われていること （※）実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導の下で実習を行う方法 キ 臨床実習指導者のうち1人は厚生労働大臣が指定した専任教員養成講習会（仮称）を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適ならば望ましい	指導要領8（4）	
(5) 実習施設として、医療提供施設の他に、介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を含めるよう努めているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領8（5）	
(6) 臨床実習は、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成されているか。 ・ 見学実習…患者への対応等についての見学を実施する実習 ・ 評価実習…患者の状態等に関する評価を実施する実習 ・ 総合臨床実習…患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領8（6）	
(7) (6)のうち、評価実習と総合臨床実習について、診療参加型臨床実習（※）を行っているか （※）実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で実習を行う方法	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適ならば望ましい	指導要領8（7）	
(8) 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行くとともに、多様な疾患を経験できるように計画しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適ならば望ましい	指導要領8（8）	
(9) 実習施設には実習を行う上で必要な機械器具を備えているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領8（9）	
(10) 臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適ならば望ましい	指導要領8（10）	

5 施設設備に関する事項

(1) 同時に授業を行う学級数を下らない数の普通教室を有しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指定規則第2条第1項第7号	
(2) 講堂（暗幕設備有）、図書室その他必要な施設を有しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6（1）イ、ウ	
(3) 各教室の面積等は定員に対して適正か（普通教室1．65㎡/人、実習室3．31㎡/人〔従前の基準、現在は規定無〕、かつ設備機能、内法測定）	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6（1）ア	
(4) 基礎医学実習室を有しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6（1）エ	
(5) ロッカーーム（生徒と同数のロッカーを有する）又は更衣室を有しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6（1）カ	
(6) ○理学療法実習室として次の実習室を有しているか （ア）機能訓練室 （イ）治療室（検査測定・治療台10台（学生20人の場合）を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有しているか （ウ）補装具室 （エ）水治療室 （オ）日常動作訓練室 和室（4.5畳以上）及び洋室を有すること。 台所（車椅子用、立位用）・風呂・洗面所・便所及び押し入の設備を有しているか ○作業療法実習室として次の実習室を有しているか （ア）基礎作業実習室 各種作業活動が可能な実習室を3室以上設置すること （イ）評価実習室 （ウ）治療実習室 （エ）レクリエーション室 （オ）補装具室 （カ）日常生活活動訓練室 （カ）については、理学療法士養成施設の日常動作訓練室と同様とする。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6（1）オ（ア） 指導要領6（1）オ（イ） 指導要領6（1）オ（ウ） 指導要領6（1）オ（エ） 指導要領6（1）オ（オ）	
(7) 校舎は確実に使用できる権利が確保されているか （原則として設置者所有、または、確実かつ長期の賃貸借契約）	所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領2（6）	
(8) 校舎は他の目的に併用されていないか	併用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		

6 財政に関する事項

(1) 養成施設の運営は適正であるか（管理運営、財政上の健全性）	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
(2) 養成施設の経理が他と明確に区分されているか（当該養成施設以外と）	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領2（5）	
(3) 入学料・授業料又は実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領9（1）	

理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

令和 年 月 日 実施

令和2年4月1日施行
令和4年4月1日施行
令和5年1月31日施行
改正規則等対応

養成施設名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名

作成者：	役職名	氏名	
------	-----	----	--

調 査 事 項	判 定	関 係 法 令 等	備 考
7 事務に関する事項			
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか ※従前は指導要領に規定、現在は規定無 次に掲げる表簿が備えられ、適正に保存されているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
① 学則 <input type="checkbox"/> 日課表 <input type="checkbox"/> 学校日誌 <input type="checkbox"/> ② 職員名簿 <input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 出勤簿 <input type="checkbox"/> ③ 学籍簿 <input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 健康診断に関する表簿 <input type="checkbox"/> ④ 入学者選考及び在校生成績考査表簿 <input type="checkbox"/> ⑤ 資産原簿 <input type="checkbox"/> 出納簿 <input type="checkbox"/> 予算決算に関する表簿 <input type="checkbox"/> ⑥ 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 <input type="checkbox"/> ⑦ 往復文書処理簿 <input type="checkbox"/>			
(2) 事務職員は配置されているか (原則として専任)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領9(2)	
(3) 自らの教員資格及び教育内容等について、様式3により自己点検、自己評価及びその結果の公表を毎年度行うこと。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領2(7)	
(4) 教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領2(8)	
8 機械器具 (指導要領別表2)			
◎ 養成施設に必要な機械器具 別紙「1 教育上必要な機械器具」	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領7(1)	
9 標本及び模型 (指導要領別表2)			
◎ 養成施設に必要な標本及び模型 別紙「2 模型及び標本」	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領7(1)	
10 図書			
(1) 教育上必要な専門図書 (洋書を含む、1000冊以上)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領7(2)	
(2) 理学療法(作業療法)関係図書(20種以上、100冊以上)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
(3) 学術雑誌 (外国雑誌を含む、20種以上)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
11 その他の備品			
机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
12 その他変更申請及び届出、報告に関する事項			
(1) 変更承認申請は変更する日の6ヶ月前までに、知事あて提出しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領2(2)	
(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	施行令第11条第2項	
(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、確実かつ遅滞なく報告しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	施行令第12条、指導要領9(3)	